

令和元年度 第2回川崎市住居表示懇談会 会議録

- 1 開催日時 令和2年2月20日(木) 午後2時55分～午後4時05分
- 2 開催場所 川崎市役所第4庁舎4階 第1会議室
- 3 出席者 委員 小田委員、菊地委員、野副委員、藤沼委員、吉田委員
事務局 青山部長、渡辺課長、田中課長補佐、萩本職員、平山職員、西村担当係長
- 4 議題 (1) 麻生区岡上地区の新町界案・新町名案について(公開) 【資料1～6】
(2) 高津区上作延地区及び向ヶ丘地区の町名・町界について(公開) 【資料7～9】
(3) その他(公開)
- 5 傍聴人 なし
- 6 会議内容(要約方式)
青山部長 【開会あいさつ】
【議題(1) 麻生区岡上地区の新町界案・新町名案について、資料1～6に基づき事務局から説明】
菊地委員 町の名称は岡上〇丁目とするのでしょうか。
事務局 一つの町名にするのか、町会ごとなどで別の町名にするのか、これから検討委員会で検討していただきます。
市街化調整区域が住居表示実施地区の対象外となることについて何か御意見はありますか。
菊地委員 麻生区の黒川は住居表示を実施したのですか。早野地区と同じように未実施ですか。
事務局 麻生区黒川は早野地区と同じように住居表示未実施です。
吉田委員 市街化調整区域を住居表示実施地区の対象外とすると、地元の方(検討委員会)が決めたということで、その意見を尊重すべきと思いますが、岡上町会が作成した町界案(資料3上段)で市街化調整区域を東西に分けています。その根拠は何でしょうか。歴史的に調べると、この市街化調整区域には鎮守があった等、当時の村の中心地区だったのではないかと思われれます。そういったところを住居表示実施に反映させることはできないのでしょうか。
事務局 正式に確認をしたわけではありませんが、この東西に分けたところは土地に高低差があるからだと思われれます。田畑が低地になっていく境界になっていますので、地元の方々もそれを御存じで区切られたのかと思います。
吉田委員 地形が理由ということで、了承しました。今回は住居表示の実施を見送るというこ

とですが、この市街化調整区域を今後実施するという事になった場合は、またこの分け方になる可能性があるということですね。

事務局

そのとおりです。

事務局

資料4のC地区とD地区の境の部分にある道路が鶴川駅前再開発に合わせて拡幅されると聞いていますが、そのことで町界などに影響はありますか。

野副委員

有料道路などの大きな道路ができるのですか。

事務局

一般道路と聞いております。

吉田委員

どのくらいの道路ができるのでしょうか。対面できるくらい、例えば片側1車線ですか。

事務局

そう聞いております。現状は対面通行するには狭い道です。道路が拡幅されると町の面積としては小さくなるかと思われませんが、そうすると法務局の立場としては管理がし易くなるといったことはあるのでしょうか。

藤沼委員

法務局としては、とくに意識していただかなくても、地域住民の方々の意向で決定していただければと思います。

小田委員

一般的には、道路が拡幅されると風景も変わり、住民は町が分断されるイメージをもつことが多いです。今まで同じ町として生活されてきたということもありますので、町会の方たちが良ければ、あえて区切らない方が良いと思います。

事務局

御意見ありがとうございます。

事務局

これから検討委員会で町名を検討していただきます。大字として岡上という町名は市街化調整区域もありますし残る予定ですが、検討委員の中には、町会が分かれているので異なる町名にしてもよいのではないかという御意見の方もいらっしゃいます。町名について御意見はありますか。

菊地委員

町界でD地区とE地区は岡上西町会に属すると思われませんが、町名を変えるのでしょうか。岡上西という町名をつけたいという意見が出た場合に、まずは岡上地区を東西に分けることが相応しいのかどうかという疑問があります。例えば麻生区王禅寺は王禅寺東と王禅寺西があり、住所を探すのに苦勞をすることがあります。住民の方の利便性を優先して決定するべきと思いますが、岡上地区の大きさを鑑みても、このA～Eの5地区を1～5丁目としてもよいのではないかと思います。

事務局

御意見ありがとうございます

事務局

野副委員にお聞きしますが、郵便番号は町が同じであれば〇丁目がいくつあっても同じ番号となりますか。また、住居表示未実施となる岡上地域と、住居表示を実施して岡上〇丁目となる地域も同じ郵便番号ということですか。

野副委員

そのとおりです。ただし、町名が岡上でなくなれば、郵便番号が変わる可能性があります。

【議題（２）高津区上作延地区及び向ヶ丘地区の町名・町界について、資料 7～9 に基づき事務局から説明】

野副委員 町界が土地の上に設定されている住宅は、どちらかの町に住所は設定されるのでしょうか。住所が 2 つということにはなりませんか。

事務局 どちらかの町に設定し、住所は 1 つです。

小田委員 境界上にある住宅はどちらの町の住所にするか選べるのですか。出入口の場所が決まるのでしょうか。

事務局 住居番号は出入口がどこにあたるかで決定します。住民の方の御意向もありますので、住居表示を実施する際は個別に確認させていただくこともあります。

吉田委員 事前に調べてみたことと、今の事務局のご説明から考えると、このように理解されます。そもそも江戸時代には、現在の向ヶ丘も含めて上作延村だったのですね。それが、今事務局からご説明のあった明治 22 年の市制町村制の施行時に菅生村らと合併され「向ヶ丘村」（昭和 13 年川崎市編入時に消滅）となり、昭和 15 年に軍用地としてこの辺が接収された時に、旧上作延村ではその一部だけが接収された。その後、昭和 26 年に軍用地が返還された際、その部分に新たに町名が付けられ、それが向ヶ丘と宮崎であった。そうすると、現在の「向ヶ丘」とは、明治 22 年に町村制で合併した時に、旧長尾村の鈴木村長が付けた「向ヶ丘村」という名称とも関係ない名称ということになります。また、現在の上作延と向ヶ丘との境界線も、旧軍用地の境界を示すものと思われる。歴史的にひとつの集落として地域社会を形成し、住民の方々のつながりのもとに生活が行われていた地域としては、旧上作延村の範囲であったわけですが、たまたま軍用地として接収された区域が、括りだされてしまったということになります。また、その後の住宅開発は、その軍の境界線とは関係なく、旧上作延地区とつながって行われたことから、現在では両地区の境界線の上に住宅が立地するということになったということです。

事務局のご説明では、昭和 55 年に「川崎市行政区画審議会」として、「高津区の「向ヶ丘」については、隣接する上作延へ編入するか、または字名を変更するなどの措置が必要」という答申が出されたとあります。この審議会の結果をふまえて、どのような説明が住民になされたかはわかりませんが、「上作延へ編入」という表現では住民の方の理解は得られないのは当然のことだったと思います。きちんと、こうした歴史的な経緯をご説明し、その上で再度、住民の方にご意向を問う、という機会を設けることが必要ではないかと思えます。

菊地委員 まさに吉田委員のおっしゃるとおりです。昭和 26 年に軍用地が返された際に、町名をどうするかということが検討され、向ヶ丘と宮崎という町名に戻りました。宮崎は馬絹が住居表示を実施された際に馬絹に編入されるかと思いましたが、そのまま（未実施）残りました。下作延は住居表示を実施して、上作延は未実施のまま残っています。旧村の向ヶ丘を残したいという心情も理解できますし、明治 22 年（市制・町村制施行時）に決めた町名が残っているところもあるわけですから（明治 22 年上作延・

長尾・平・菅生・下作延飛地が合併し「向丘村」となった)、向ヶ丘という町名が悪いというわけではありません。

事務局 両委員からお話しいただいたように、住民に説明した上で実施を進めていきたいと思えます。

菊地委員 向ヶ丘地区もゴミ収集所のところには上作延町会と看板があります。

事務局 御指摘のとおり、向ヶ丘地区にお住まいの方は上作延町会に所属されています。上作延地区は7つの町会・自治会があり、向ヶ丘地区も含めて住民の6割が上作延町会に属されています。残り6自治会はマンション等の自治会です。

小田委員 丘地名は、不動産会社等が名付けることが多いです、たとえば希望ヶ丘や緑ヶ丘のように。イメージが良いからと安易に名づけられたようなところも多いですが、これまでの歴史的経緯を聞くと向ヶ丘はそういう町名とは異なるようで、住民がその名を残したいという気持ちもよく分かります。

事務局 藤沼委員にお伺いします。町界の上に建物が建っている場合には、家屋番号はどういったつけ方をされるのでしょうか。

藤沼委員 所在地は2つの町名を明記しますが、家屋番号は1つです。床面積の多い部分の属する敷地の地番と同一の番号となります。底地はいくつの町に跨っていてもかまいません。住民の方が処分される際に不便を感じることはあるかもしれませんが。

事務局 承知しました、ありがとうございます。

吉田委員 上作延の住居表示については、検討に時間はまだあると思いますので、住民の方に町界についてイメージを持ちやすいように地図等で分かりやすく説明していただきたいと思えます。それでも向ヶ丘という町名を残すということであれば、やむを得ないと思えます。

事務局 地元住民から、上作延の住居表示を実施したいという声が上がリ、行政としても真摯に対応させていただいているところです。向ヶ丘を含めずに上作延のみで住居表示を実施したいという御意見もいただいています。この町界のまま上作延の住居表示を実施するというのも可能性としてはあります。そうなった場合に、何か懸念されることはありますか。

菊地委員 向ヶ丘を全くこれまでどおりで住居表示を実施するという事は考えられないと思えます。町界が入り組んでしまっているため、分かりやすくという住居表示本来の目的を鑑みると、向ヶ丘の一部のみでもやらざるを得ないでしょう。川崎市は街区方式を採用しているわけですから。町界の住民にはよく理解していただくことが必要です。

事務局 おっしゃるとおり、合理的にしなければいけないというところはあります。郵便や登記という視点で、実務的にはいかがでしょうか。

野副委員 町界が現在のまま残ってもとくに問題はありませぬ。

藤沼委員 同様です。

吉田委員 今が開発が進んでいて、将来なぜ町が割れているのかということになった際に、住民から、行政が実務的に実施したと言われたいよう、いろいろな歴史があって今日があるということを大切にしていきたいです。

事務局 承知しました。
それでは、お時間となりましたので、以上で閉会とさせていただきます。次回開催予定は令和 2 年 8 月以降を予定しています。改めて日程調整をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

(以上)

7 その他

神奈川県警察川崎市警察部に資料を事前送付し、懸念事項等は特にないとの回答を得た。